【作成上の留意事項】

令和３年度　重要事項説明書等提出票

○　提出書類に漏れがないよう、提出票を作成してください。

重要事項説明書

○　**令和3年7月**より重要事項説明書の様式が変更されています。**最新の様式で作成してください**。

○　設置届や変更届で届出済みの内容と相違がないか確認のうえ、提出してください。

○　原則、重要事項説明書の提出は令和3年7月1日時点のものでお願いしておりますが、**すでに令和3年7月1日以降に更新されている場合は更新後のものでも構いません。**

有料老人ホーム情報公表一覧

○　平成30年度より、「有料老人ホーム情報開示一覧表」を廃止し、**新たに「有料老人ホーム情報公表一覧」を作成しています**。お間違いのないようにご注意ください。

○　設置届や変更届で届出済みの内容と相違がないか確認のうえ、提出してください。（令和3年7月1日時点以降の変更届を提出している場合は、最新の内容で記載してください。）

○　**できる限り具体的に記入し、「別添参照」等、別の資料を見なければ分からないような表記は避けてください**。また、提出いただいた一覧がそのままＮＡＧＯＹＡかいごネットに掲載されますので、誤記、記入漏れのないように十分注意してください。

貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

○　直近の事業年度分を提出してください。

○　新設法人のため決算書類がない場合は、その旨を提出票に記載してください。

○　他業を営んでいる場合又は親会社がある場合は、それぞれの直近の事業年度の財務諸表を併せて提出してください。

○　複数の有料老人ホームを設置運営している場合は、全体で1部の提出で結構です。

その他

○　有料老人ホーム設置届の添付書類記載項目に変更が生じている場合は、別途、有料老人ホーム変更届の提出が必要です。

○　重要事項説明書は、定期的に更新して入居者等に情報提供してください。

○　**各種様式（重要事項説明書等提出票、重要事項説明書、有料老人ホーム情報公表一覧）は、ＮＡＧＯＹＡかいごネットの有料老人ホームのページの事業者向け情報内にあります**ので、それぞれダウンロードしてください。